



特許権者

特許庁

異議申立て・無効審判が
継続中（確定まで）は請求不可

専用実施権者・質権者の
承諾要
ない場合は補正→決定却下

訂正審判請求

予告登録

審判請求書 + 訂正明細書

審判請求書

- 当事者等の表示
- 審判事件の表示
- 請求の趣旨及び
その理由

審理終結通知前で
あればいつでも
補正可能

請求項毎に訂正可
→一群の請求項は
一群の請求項で

独立特許要件

出願当初の範囲

訂正の目的

- 特許請求の範囲の減縮
- 誤記または誤訳の訂正
- 明瞭でない記載の解釈
- 独立項への訂正

+

願書に添付した明細書等
(誤記・誤訳は最初の範囲)

実質上特許請求の範囲拡張不可

減縮・誤記等は独立特許要件

訂正拒絶理由通知

意見書 + 訂正明細書等の補正

補正是審理終結
通知があるまで
可能

審理終結通知

審決賛本送達